

沖縄市電波障害防止建築指導要綱

（目的）

第1条 この要綱は、中高層建築物が建築されることにより発生する電波障害の防止に対する一定の基準を定め市民の良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（対象の範囲）

第2条 この要綱は、次に掲げる各号のいずれかに該当する建築物および工作物（以下「中高層建築物」という。）に適用する。

- (1) 高さが10メートル以上のもの
- (2) 前号に規定するもののほか、良好な電波の受信を著しく悪化させるおそれのあるもの

（電波障害の防止）

- 第3条 中高層建築物を建築する建築主、管理者、占有者（以下「建築主等」という。）は当該建築物により電波障害が生ずるおそれのあるときは、あらかじめその影響が予想される区域の受信状況を調査するなど、必要な措置を講じなければならない。
- 2 建築主等は、中高層建築物の建築により電波障害が生じたときは、障害を受けた区域に対して電波が良好に受信できるような必要な措置を講ずるとともに、その維持管理に必要な事項について関係者と取り決めるものとする。
 - 3 前項において電波障害をうける範囲は電波障害調査専門業者、または日本放送協会（NHK）の調査結果にもとづく影響範囲を基準とする。

（近隣居住者への説明）

- 第4条 建築主等は、中高層建築物の建築確認申請書、または計画通知書（以下「建築確認申請書等」という。）を建築主事または指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）に提出する前に電波障害の被害をうけるおそれのある建築物の所有者、管理者、または居住者（以下「所有者等」という。）の見やすい場所に標識（様式第1号）を設置し、所有者等に当該建築物の計画について十分な説明を行わなければならない。
- 2 標識の設置は、中高層建築物の届出をする日の20日前から建築主等が設置し建築基準法による確認済の表示をする日までとする。

(計画建築物の届出)

第5条 中高層建築物の建築主等は、建築確認申請書等を提出する前に計画建築物の届出書(様式第2号)に次の各号に掲げる図書を添付し市長に届出なければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、電波の受信上支障がないときは、1号のみの届出とする。

- (1) 予定建築物の見取図、配置図、各階平面図、基準断面図2面
- (2) 説明会の開催日、出席者、説明の主な内容、同意書(様式第3号)または同意を得られない理由等を記載した書類
- (3) 事前公開の標識を設置したことを証する写真
- (4) 受信障害調査報告書

(誓約書の提出)

第6条 建築主等は、中高層建築物の確認の申請書を建築主事等に提出する際、仮に建築確認後紛争が生じた場合建築主等の責任において当該紛争を解決する旨の誓約書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。